

## 箱根町立湯本小学校施設長寿命化改良検討委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 湯本小学校校舎等の長寿命化を目的とした大規模改修に伴い、子どもたちの学習・生活の場として快適で十分な安全性、防災性や衛生的な環境づくりを図るとともに、地域のコミュニティ施設及び生涯にわたる学習、文化、スポーツ等の活動の場、更には非常災害時の防災拠点として、児童や教職員をはじめとする保護者や地域住民等の多様な人々が利用しやすい施設の在り方について検討を行うため、箱根町立湯本小学校施設長寿命化改良検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、湯本小学校校舎及び屋内運動場の長寿命化改良工事基本・実施設計に関することとする。

### (組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長に湯本小学校校長を、副委員長には教育次長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長が欠けたとき、その職務を代行する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (設置期間)

第4条 令和4年11月16日から令和6年3月31日までとする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局を教育委員会学校教育課に置く。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が教育長と協議して別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

No.	構成員	備 考
1	湯本小学校校長	委員長
2	教育次長	副委員長
3	湯本小学校教頭	
4	湯本小学校 P T A 代表	
5	湯本幼児学園保護者会代表	
6	湯本地域自治会連合会代表	
7	総務防災課職員	
8	町民課職員	
9	子育て支援課長	
10	学校教育課長	
11	生涯学習課長	

(事務局)

No.	構成員	備 考
1	学校教育課副課長	
2	学校教育課庶務係長	
3	学校教育課庶務係職員	
4	財務課公共施設担当	